様式第12（第２条第１項関係）（平25総省令87・全改、平28総省令23・平30総省令38・令元総省令18・令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告
契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　三・九一四世代移動通信アクセスサービス（再掲）

事業者名

契約数	
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
参考事項	

注１　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

４　三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスを一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。

５　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、セルラーＬＰＷＡを使用する携帯電話及びセルラーＬＰＷＡ以外を使用する携帯電話ごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に、その契約数を記載すること。

６　注５に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。